

地域包括支援センター

本市の高齢化率は27.2%（65歳以上の人口割合：平成29年度末現在）で、4人に1人以上が高齢者という状況になっています。また、核家族化やライフスタイルの多様化に伴い、高齢者のみの世帯も増え、介護・福祉・保健・医療のサービスが必要な高齢者も増加しています。このようなことから、介護保険法において、高齢者の皆さんが住み慣



をご存じですか？

れた地域で安心して生活できるように、総合的な支援を行う地域の中核機関として地域包括支援センターの設置が義務付けられています。本市の地域包括支援センターをご紹介します。



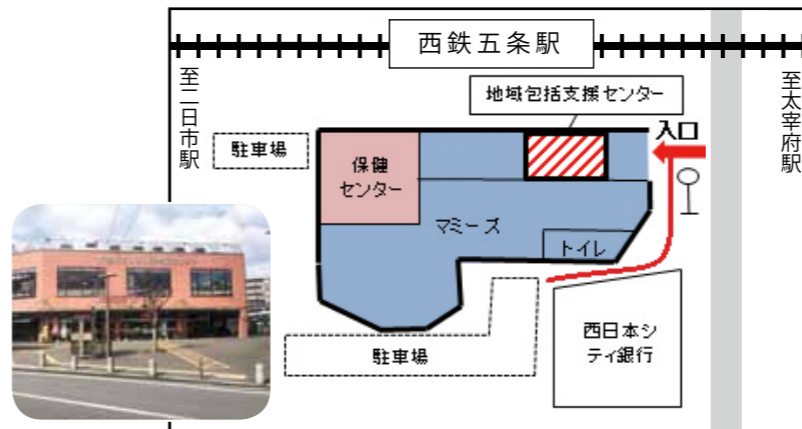
問い合わせ 地域包括支援センター ☎(929) 3211
太宰府市五条三丁目1番1号



専門職が適切なサービスを検討します

② 尊厳のある暮らしを守ります（権利擁護）
高齢者虐待、悪質な訪問販売などにおける被害者、家族などからの相談窓口として早期発見・被害防止に努めます。また、成年後見制度の活用を支援します。

③ 多方面から支援します（包括的・継続的ケアマネジメント）
適切なサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーの後方支援を行うとともに、関係機関と連携し、地域で安心して、自分らしく暮らしていけるよう支援していきます。



いきいき情報センターの1階東側です

市では、地域包括支援センターを西鉄五条駅横のいきいき情報センターの1階東側に設置しています。同じフロアに高齢者支援課の包括支援係の事務所もありますので、紙おむつの給付や配食サービス、介護予防教室など、さまざまな高齢者福祉サービスの申請手続きもできます。

「いつまで？」



お気軽にご相談ください

地域包括支援センターは、「高齢者の暮らしの総合相談窓口」です。また、「高齢者に関するよろず相談所」と例えられることもあります。どんな内容でも結構ですので、高齢者本人、そのご家族、ご近所の皆さんなど、決して一人で悩まないで、お気軽に地域包括支援センターにご相談ください。

④ 自立した生活を支援します（介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援）
要支援認定者、または介護予防の必要がある人に対し、身体状況や家庭環境を確認しながらケアプランを作成し、介護予防サービスなどを利用できるように支援します。

「いつまで？」

月曜日から金曜日（年末年始除く）の午前8時30分から午後5時までです。
閉所中（夜間および土日・祝日、



笑顔で対応します

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの三職種を中心として、要支援者等のサービス計画（ケアプラン）を作成するケアマネジャーと包括支援係の職員を加えると全員で26人になります。
なお、平成28年度からは、認知症地域支援推進員を2人配置しています。

「誰が？」

短期集中予防サービスを始めます

平成30年度から、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスとして、専門職による短期集中予防サービスを実施します。対象者は要支援認定者および事業対象者（※）です。詳しくは高齢者支援課包括支援係までお問い合わせください。

区分	内容	実施回数など	負担金
訪問型サービスC	専門職が利用者の自宅を訪問し、運動・口腔・栄養機能向上にむけた相談・指導を行う。	週1～2回程度の利用で3カ月実施（1回1時間程度）。その後最大3カ月まで延長可能。	なし
通所型サービスC	委託事業所においてマシンを使った運動器機能向上プログラムを実施する（送迎あり）。	週1～2回程度の利用で3カ月実施（1回2時間程度）。その後最大3カ月まで延長可能。	300円/回

※事業対象者：25項目の質問で構成される「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となる可能性が高いと判定された高齢者
問い合わせ 高齢者支援課 包括支援係 ☎(929) 3210



ご家族からの相談も多いです

① さまざまな相談に応じます（総合相談支援）
介護保険だけでなく、高齢者が抱える生活全般の悩みについて、適切なサービスなどにつなげます。また、関係機関と連携を取りながら積極的に問題解決に取り組みます。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支援します。

「何を？」

年末年始）は、看護師などの専門職が電話で相談対応する「あんしんダイヤル（☎0120-78338）15」をご利用ください。